

郡山市長 品川 萬里 様

ごみの減量化に向けた提言書

令和7年2月19日

郡山市議会議長 佐 藤 政 喜

はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに便利で快適な暮らしを提供してきたが、反面、天然資源の枯渇、地球温暖化及びそれを原因とする甚大な気象災害や、海洋プラスチックごみ問題のような環境汚染など、地球規模での深刻な環境問題を発生させている。これらの課題解決のため、欧州議会は 2015 年 12 月に、これまでの一方通行型の社会経済活動から、資源の投入量や消費量を抑えつつ、廃棄物を出さずに、サービスなどの付加価値を生み出す、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の概念を打ち出すなど、循環型の社会経済への移行を目指すことが、世界の潮流となっている。

我が国においても、資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす「循環型社会」の推進とともに、従来の 3 R（廃棄物の発生を抑制（リデュース）、循環資源の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））に加え、Renewable（バイオマス化・再生材利用等）をはじめとするサーキュラーエコノミーへの移行を大胆に実行することとしており、資源循環の推進は、温室効果ガスの排出低減やカーボンニュートラル実現の観点からも重要な取り組みとなっている。

このような中、本市は、2019(令和元)年、内閣府から「SDGs 未来都市」へ選定され、2030(令和 12)年のあるべき姿の実現に向けた優先的な目標、達成基準として、市民の暮らしに直結したごみの減量化や資源循環に取り組み、環境にやさしい持続可能な社会の実現に向け、利便性と快適性を両立させた快適な生活環境の確保に努めることとしている。

一方で本市の一人一日当たりのごみ排出量は、東日本大震災直後の 2012(平成 24)年度をピークに年々減少し、2019(令和元)年度には、震災前の水準まで減少していたが、度重なる災害により 2020(令和 2)年度は一時的に増加した。その後、再び減少傾向となるが、2022(令和 4)年度では、中核市平均が事業系ごみ 287g、生活系ごみ 622g、合計 909g であるのに対し、

本市は事業系ごみ 410g、生活系ごみ 755g、合計 1,165g と約 3 割多く、2020(令和 2)年度より 3 年連続で中核市 62 市中ワースト 1 位となった。

このような状況から、市当局は、電動式生ごみ処理機補助金の交付や、生ごみ「水切り器具」の配布などによる生ごみ減量化を推進するとともに、市内大手小売店と連携して「手前どり」を啓発する表示の掲示や、「こおりやまタバスケ」によるフードシェアリングサービス等、食品ロス削減の推進や、「ジモティー」など事業者と連携したリユース事業のほか、河内クリーンセンター及び市内の公共施設でのリユーススポット実証事業等にも取り組んでいる。このような新たな取組みに挑戦しながら、郡山市廃棄物減量等推進審議会においても、クリーンセンターへのごみ搬入料金の値上げに同意する等、減量化に取り組んでいる。

本市議会においても、ごみの減量化対策は喫緊の課題と捉え、本市が目指すごみの減量化実現に向けた取組みを提言すべく、2023(令和 5)年 12 月に、「ごみの減量化対策特別委員会」を設置し、これまで合計 17 回にわたり委員会を開催し、市当局における取り組み状況、他自治体の先進事例などの調査や市内各団体からの意見聴取を行った。

参考人からの意見聴取では、郡山市自治会連合会をはじめとする市内各種 11 団体の代表者を招致し、ごみ減量化対策に関する意見を聴取したところ、分別品目の細分化による分別の徹底や 5 R の周知・啓発、ごみ集積所における管理のあり方やごみの排出量が多い原因や課題に対し、実践している取組み等多種多様な意見が出され、ごみ減量化への関心の高さが伺えた。

これらを踏まえ、ごみの減量化対策について検討・協議した結果、市当局がごみの減量化対策を進めるに当たり、考慮し取り組むべき事項を、次のように取りまとめたので、ここに提言する。

提言概要

1 さらなる減量化への取組み（P 4～6）

- (1)分別しやすい仕組みづくりに取り組むこと。……………4
- (2)紙類は、雑紙専用収集袋の配布等により分別収集の推進を図ること。……………4
- (3)草木の乾燥化等による排出のほか、剪定枝は破砕機の貸出等による再資源化に繋
げること。……………4
- (4)分別ルール of 周知・説明は、地域に出向き実施する等、積極的に取り組むこと。…4
- (5)指導員によるサポート制度等を創設し、市民や市民活動団体、事業者等と協働で
分別ルールの徹底を図ること。……………5
- (6)フードドライブの事業拡大及び飲食店へのドギーバッグやパック容器の配布等、
食品ロス削減に積極的に取り組むこと。……………5
- (7)衣類や食器類などのリユースイベントを定期的に開催すること。……………5
- (8)剪定枝や生ごみ、クリーンセンターの焼却灰など再資源化に取り組むこと。……………5
- (9)各種施策等の実施結果において、状況の好転が見られない場合は、生活系ごみの
処分有料化を検討すること。……………6

2 意識啓発等の持続的かつ効果的な実施（P 6～7）

- (1)現状・目標値等を見える化し、減量化への明確な意識づけを図ること。……………6
- (2)チラシやアプリなど各種媒体を活用し、啓発回数を増やすとともに、地域や対象
に応じて啓発方法等を工夫すること。……………6
- (3)市作成の再資源化可能な全ての印刷物に、「リサイクル可能であり、必ず資源回
収に出すこと」を大きく目立つように表示すること。……………6
- (4)啓発・教育に係るセミナー等の内容充実及び実施回数の増加を図ること。……………7
- (5)ごみ減量協力企業等の認定・表彰制度を創設すること。……………7
- (6)ごみの排出抑制及び環境への配慮の意識づけのため、マイボトル・マイバッグ
利用の継続的な啓発を実施すること。……………7
- (7)ルール違反への厳格化等、条例の見直しや制定を検討すること。……………7

3 人口減少や高齢化社会などに対応した収集方式の検討（P 8～9）

- (1)集積所の状況把握、集積所の移動や確保等に、積極的に助言や協力等を行う
こと。……………8
- (2)集積所の管理用品にかかる費用補助等、環境維持活動への支援を行うこと。……………8
- (3)市街化区域において、違反抑止や減量化のため、戸別収集方式について調査、
検討すること。……………8

4 各種団体等との連携・協力（P 8）

- (1)啓発イベントやリユースイベント等をより効果的に実施するため、各種市内
開催イベントと連携すること。……………8
- (2)県や近隣自治体、民間事業者、市民活動団体等との連携可能性についても模
索しながら、資源循環システムの構築を目指すこと。……………8

提言

1 さらなる減量化への取り組み

生活系ごみに関しては、多くの資源を含んだまま廃棄物として排出している傾向が強く、それらをそのままごみとして排出しない仕組みとし、市民一人一日当たりのごみ排出量や事業系ごみの排出量などの数値目標達成に向けて、市民・事業者・行政など市全体で次の減量対策が必要である。

(1) 分別の徹底について

分別が不十分である要因としては、「資源物かどうかわからない」、「分別方法がわからない」など、分別に対する理解が市全体として不十分であることから、当事者全員が分別できる環境づくりが必要である。

①分別しやすい仕組みづくり

種類別専用ごみ袋の採用や市施設等へのリサイクルボックスの設置、事業者に対する簡易包装の推進等、分別に向けて取り組みやすい仕組みを構築する。

②紙の分別収集

紙類を燃えるごみとして廃棄せず、資源としてリサイクルすることは、ごみの減量化にも非常に有効であるため、雑紙専用収集袋の配布及び、段ボール回収等も含めた収集ボックスの設置により、収集を推進する。

③剪定枝など草木の収集

草木には、多くの水分が含まれているため、数日間乾燥させた上で排出することや、剪定枝等はきちんと紐でまとめて排出することなどを積極的に働きかけていく。また、剪定枝は、行政センター等への破砕機の設置もしくは小型破砕機の貸出により市民が利用できるようにするとともに、収集ボックスも併設することで、再資源化に繋げる。

④市民等への周知や説明機会の創出

これまで当局が実施している事業に加えて、地域のイベントや会合等の機会を捉えて積極的に働きかけていく。

⑤分別指導の強化

適正な分別や排出等の指導については、市、市民、町内会等市民活動団体、事業者が協働で取り組むこととし、行政と市民・地域を繋ぐ役割を担う指導員を委嘱して活動していただく制度等を創設する。

(2) 生ごみ減量の推進

約80%が水分である生ごみ排出の減量・減容化や再資源化が非常に重要である。

①排出に関する周知啓発

水切り・乾燥化等の排出時の前処理の方法・手順、生ごみを消滅させる処理機の紹介・使用方法や生ごみを出さない調理方法などが体験できる普及活動を積極的に実施する。

②食品ロス削減の推進

フードドライブ及びフードバンクの活動も、生ごみ削減の有効な取組みであり、すでに実施されているフードドライブの提供先や支援対象を拡大し、より有効活用が図られる取組みが必要である。また、飲食店に対しては、ドギーバッグやパック容器の配布など、持ち帰りを推進するよう積極的に働きかける。

(3) リユース・リサイクルの推進

資源の有効な利用や廃棄物の適正な処理は、ごみの減量化だけでなく、限りある資源の枯渇を抑制し、持続可能な社会の実現には不可欠であり、資源循環の仕組みの要所である。

①リユースの推進

着なくなった子ども服や使わなくなったおもちゃ、食器類などのリユースイベントを定期的 to開催する等、すぐに廃棄しない習慣を定着させる。

②リサイクルの推進

剪定枝や生ごみは、堆肥等として再資源化が可能であり、また、クリーンセンターから排出される焼却灰もセメントとして再資源化が可能であることから、再資源化を推進すべきである。

(4) 生活系ごみの処分有料化について

一定期間の各種施策や取組みの実施結果において、状況の好転が見られない場合には、処分の有料化を検討する。

2 意識啓発等の持続的かつ効果的な実施

ごみ減量のためには、私たち市議会や行政も含め、排出当事者である市民・事業者の協力は不可欠であり、そのためには、自治体として情報提供や啓発活動を効果的かつ粘り強く行うことが大切である。さらにその先にある循環型社会を目指すためには、当事者一人ひとりが、5 Rについて一過性ではなく、日常的な行動として認識できるよう、次のような取組みが必要である。

(1) 周知・啓発の手法

①現状・目標値の明確化及び意識づけ

本市の現状の数値や排出量の目標値等をわかりやすく、目に見えるように周知し、分別等減量化への明確な意識づけを図る。

②各種媒体による啓発活動

冊子やチラシ等は、置き型による周知のため、街頭キャンペーンの実施や各種イベントへの出展等により、啓発回数を増やし、手に取ってもらう機会を増やす。

また、ポスティングの際は、分別や集積所の管理が行き届いていない地域に集中的に実施するなどターゲットを絞る。

なお、不動産業者や建物管理者等には、入居者等に対し、ごみ集積所の使用条件等を必ず説明し、集積所の管理団体に繋ぐことを要請する。

さらに、スマートフォン用のごみ分別専用アプリを導入することにより、若い世代への周知・啓発を図る。

③市作成印刷物の活用

広報こおりやまや市議会だよりなど、定期的に作成・配布している印刷物を活用して、分別や5 R等の情報を掲載し、再資源化可能な印刷物全てに「リサイクル可能であり、必ず資源回収に出すこと」を大きく目立つように表示する等、既

存のものも活用し、継続的に市民へ周知啓発を実施する。

(2) 啓発・教育に係るセミナーやイベントの開催

小中学校向け環境授業や事業者向けセミナーの開催、親子向けイベントの開催等、より興味を引くようなコンテンツを開発し、またその実施回数の増加を目指す。特に、将来を担う小中学生を中心に体験学習等を定期的の実施する。

(3) ごみ減量協力企業等の認定・表彰制度の創設

資源物回収協力店舗、過剰包装削減、自社製品リユースなど積極的に取り組む事業者を認定・表彰し、ウェブサイト等での公表や認定書等を交付することで、事業者にごみの減量及び資源化を動機づける制度を設ける。

(4) マイボトル・マイバッグ運動の継続的な推進

マイボトルやマイバッグは、すでに周知が図られ、かなり浸透しているが、ごみの排出を抑え環境に配慮することの意識づけのため、継続的に啓発を実施し、啓発用マイバッグの作成・配布を実施するとともに、マイボトル使用促進のため、街中や市施設などへ給水設備等を設置する。

(5) 条例の見直し等の検討

「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」等、既存の条例の見直しや、新たな条例の制定も含め、指導権限の強化やルール違反に対する厳格化等も必要と考える。

3 人口減少や高齢化社会などに対応した収集方式の検討

現在でも高齢者や障がい者の戸別収集については、条件を満たす方に限定して実施されているが、今後人口減少や高齢化が進む中、集積所までごみを出すことが困難になる方や、設置場所を巡るトラブルなどの増加が懸念される。

また、戸別収集を実施している自治体では、排出者を特定しやすく違反の抑止効果に繋がり、ごみの減量にも効果を発揮していることから、町内会・自治会を中心とした現在のステーション方式を維持しながら、地域の状況に応じた収集方式や収集業務の見直し等、将来を見据え、次のような取組みが必要である。

(1) ごみ集積所の維持

ステーション方式を維持するためには、集積所の設置者（主に町内会等）が維持管理しやすい環境づくりへの支援が必要である。

①点検・整理の実施

集積所は、住民からの届出に基づき設置されたものであるが、排出・収集時の安全性や利用世帯数に応じた十分なスペースの確保等、集積所の状況を把握し、また集積所の移動や確保について積極的に助言や協力等を行う。

②衛生環境の確保・維持

カラス等の動物対策や清掃用具等の管理用品にかかる費用の補助等、集積所の環境維持活動への支援を行う。

(2) 戸別収集の検討

本市市街化区域においては、人口密度も高く、戸別収集による違反抑止やごみの減量化の効果が期待できることから、戸別収集方式について調査、検討すること。

4 各種団体等との連携・協力

ごみの減量及び循環型社会に向けた取り組みは、行政のみではなく、各種団体等との連携・協力が不可欠であることから、協働により各種事業に取り組むことが必要である。

(1) 啓発活動やイベントでの連携・協力

啓発イベントやリユースイベント等は、市内開催イベントと連携することで、効率的に実施することができる。例えば子ども向けイベントでは、子ども服リユースやおもちゃ修理を行うなど、各種イベントに合わせた内容にすることで、より効果的に啓発等が実施できると考える。

(2) 再資源化等の事業連携・協力

堆肥化や燃料化等の再資源化には、施設の設置・運営、さらに収集から活用までの一連の仕組みづくり等が必要であることから、県や近隣自治体、民間事業者、市民活動団体等との連携可能性を模索しながら、資源循環システムの構築を目指す。